

石油コンビナート等における災害防止に向けた 関係省庁連絡会議

資料3-4

- 平成23年から平成24年にかけて、石油化学業界で1年に3件の重大事故(死傷者を伴う爆発事故)が発生
- 本年1月、多結晶シリコンを製造する事業所で重大事故が発生



- これまでも、コンビナート保安に関係する法律(石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法)を所管する省庁(消防庁、厚生労働省、経済産業省)は連携して対応。
- 関係省庁の連携を一層強化し、コンビナート等における事故防止を徹底することが重要。



本年2月に内閣官房主催の下、消防庁、厚生労働省、経済産業省が参加する関係省庁連絡会議(局長級)を設置。コンビナート等における事故防止に向け、地方も含めた関係機関の連携強化策等を検討。

(石油コンビナート等における災害防止に向けた関係省庁連絡会議 構成)

- ・ 内閣官房副長官補
- ・ 内閣官房副長官補付内閣審議官
- ・ 総務省消防庁次長
- ・ 厚生労働省労働基準局長
- ・ 経済産業省商務流通保安審議官